

社会福祉法人菰野陽気園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 菰野陽気園（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け出張等の法人業務を行う場合、旅費規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。